

清須市夢広場はるひ指定管理者
選定審議会選定報告書（案）

令和元年10月29日

清須市夢広場はるひ指定管理者選定審議会

清須市夢広場はるひの指定管理者の選定にあたり、清須市夢広場はるひ指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）は、応募者から提出された申請書類の審査、ヒアリングを行ったうえで、応募者の評価を実施した結果、指定管理者候補を選定いたしましたので、報告します。

1 選定結果

審議会において、公正かつ慎重な審査を行った結果、「●●●●●●」を指定管理者候補に選定しました。

2 選定経過

応募者は、合計1団体でした。

審議会では、プロポーザル方式により応募者から提出された申請書類を審査するとともに、提案内容についてのヒアリングを行い、採点による評価を行いました。

下記のと通りの採点結果により、指定管理者候補を選定しました。

3 評価項目・評価結果

| 評価項目 | 配点合計 | 得点合計 |
|---|------|------|
| 施設の管理運営方針 (施設を効率的・効果的に運営し、利用者ニーズを捉え質の高いサービスの提供が図られるものであること。) | ●● | ●● |
| 事業計画 (夢広場はるひの利点を最大限発揮するとともに、利用者の満足度を向上させる計画となっていること。) | ●● | ●● |
| リスク管理能力 (設置目的を達成するために十分な能力を有していること。) | ●● | ●● |
| 収支計画 (収支予算が適正かつ実効性があり、経費の縮減に努めていること。) | ●● | ●● |
| 全体としての適正度合 | ●● | ●● |
| 合計 | ●● | ●● |

候補者に基準点60点以上の得点を付けた委員の数

●人／●人

4 講評

指定管理者候補の「●●●●●●」は、市民が親しんで、気軽に足を運べるような文化ゾーンとして公の施設としての法令等を遵守されるとともに、自主事業については提案内容を基に十分協議し、民間団体として蓄積されたノウハウ及びアイデアで、清須市民に対し更なるサービスの提供、より良い管理運営を目指していただくことを望みます。

1. 清須市夢広場はるひ指定管理者選定審議会委員名簿

| 役 職 | | | 氏 名 |
|-----|-----|---------------|---------|
| 1 | 委員長 | 副市長 | 葛 谷 賢 二 |
| 2 | 委員 | 社会教育委員長 | 岡 松 康 仁 |
| 3 | 委員 | 社会教育施設運営委員長 | 後 藤 悦 男 |
| 4 | 委員 | 文化協会長 | 富 田 友 一 |
| 5 | 委員 | 文化財保護審議会委員長 | 後 藤 昌 治 |
| 6 | 委員 | 読み聞かせボランティア代表 | 武 島 敦 子 |
| 7 | 委員 | 星の宮小学校 校長 | 野々部 幸 |
| 8 | 委員 | 教育長 | 齊 藤 孝 法 |
| 9 | 委員 | 企画部長 | 宮 崎 稔 |
| 10 | 委員 | 総務部長 | 平 子 幸 夫 |
| 11 | 委員 | 建設部長 | 永 淵 貴 徳 |
| 12 | 委員 | 教育部長 | 加 藤 秀 樹 |

2. 清須市夢広場はるひ指定管理者選定経過

| 摘 要 | 内 容 | 日 時 |
|-----------|--------------------------------|-----------------------|
| 指名業者選定委員会 | スケジュール、申請要項及び仕様書等の説明 | 令和元年 9月12日 |
| 申請書類配布 | 申請要項、申請書、仕様書配布 | 令和元年10月 1日 |
| 説明会 | 現地見学会、説明等(6団体13名) | 令和元年10月 8日 |
| 質疑受付 | メール受付(1団体1問) | 令和元年10月 9日 ～10月15日 |
| 申請受付 | 生涯学習課において受付 | 令和元年10月21日 ～10月24日 |
| 審議会 | 応募者プロポーザルによるヒアリング及び指定管理者候補の選定等 | 令和元年10月29日 |

3. 清須市夢広場はるひ指定管理者選定審議会開催概要

清須市夢広場はるひ指定管理者選定審議会

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 令和元年10月29日(火) 午後1時30分～午後●●時●●分 |
| 開催場所 | 市役所北館 3階 研修室 |
| 審査・採点 | ・プロポーザル審査について ・採点表及び報告書の確認について |
| 決定事項 | ・別紙採点表のとおり指定管理者候補を「●●●●●●」に選定 ・選定結果の報告書について審議のうえ決定 |
| 傍聴人 | 非公開(指定管理者候補の選定にかかる個人情報保護のため) |
| 出席者 | 葛谷委員長、岡松委員、後藤(悦)委員、富田委員、後藤(昌)委員、武島委員、野々部委員、齊藤委員、宮崎委員、平子委員、永渕委員、加藤委員 |

※「プロポーザル方式」とは、そのプロジェクトに最も適した創造力、技術力、経験などを持つ「事業者(人又は団体)」を選ぶ方式です。技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル(提案書)を提出してもらい、公正に評価して事業者を選ぶ方式です。